

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 5 月 2 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 神山 孝史

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 大型自動観測ブイ破断係留索交換業務 一式
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 限 令和 3 年 7 月 3 0 日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税を積み上げた金額）を、その入札者（事業者）の100分の100に相当する金額を、その入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門管理課
電 話 095-860-1608
F A X 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「【大型自動観測ブイ破断係留索交換業務】入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「【大型自動観測ブイ破断係留索交換業務】入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年6月1日（木）午後1時30分～午後5時00分（アドレスは入札説明書受領者全員に対して行う）又はファックスにて入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所 令和3年6月11日 10時00分
3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所 令和3年6月11日 14時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所小会議室

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注1
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力を願います。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 大型自動観測ブイ破断係留索交換業務
2. 業 務 目 的 本業務は、有明海奥部の海洋環境を把握する際に使用している大型自動観測ブイの破断した係留索を新しい係留索と交換し、安全に自動観測を行えるようにすることを目的とする。
3. 納 入 場 所 佐賀県鹿島市七浦沖（沖神瀬西）
北緯 33 度 3.750 分、東経 130 度 13.300 分
4. 履 行 期 限 令和3年7月30日
（天候等により変更がある場合には担当者と相談のこと）
5. 業 務 内 容 佐賀県鹿島市七浦沖（図1）に設置している大型自動観測ブイ（図2）について、現在、仮復旧状態にある南側係留索（図3）の破断した部位を含む係留索部分（図4上）を、当所が用意する係留索（図4下）に海上で交換すること。
【係留索の交換作業】
作業船（1隻；船長1名、作業員3名）、舷側が低い小型船（1隻；船長1名、結束作業員2名）、クレーン台船（1隻；船長、クレーン操作員・作業員を含む）を用いて、以下の通りに作業を行う。
①作業船に当所が用意する係留索を積載し、係留系設置場所（図1）まで輸送する。
②現場においてクレーン台船が、破断した南側係留索のシンカーに繋がっている係留索の先端部分をロープが沈まない様に吊り上げて保持する。（図3）
③作業船が、破断した南側係留索の大型自動観測ブイに繋がっている係留索の先端部分を舷側に動かない様に保持する。（図3）
④②及び③の作業により破断した係留索部分の両端にテンションが掛からない状態になったところで、小型船で破断した部分の係留索の結合部分を取り除き、適宜仮止めロープも外しながら、新しい係留索の端を大型自動観測ブイ側係留索、シンカー側係留索にそれぞれ結束する。
⑤作業終了後、係留索の接続部分の状況に不具合（よじれ、緩みなど）がないかを確認する。
なお、係留索同士の結束方法については、最大波高 4.9m、周期 7 秒の波浪条件に耐えうるものとする。
6. そ の 他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

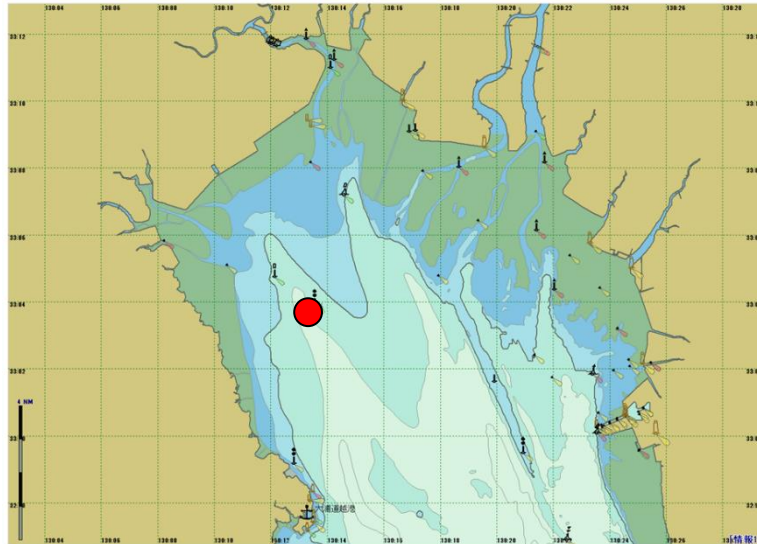


図1 有明海（沖神瀬西）における大型自動観測ブイの係留設置定点
緯度経度は北緯 33 度 3.750 分、東経 130 度 13.300 分

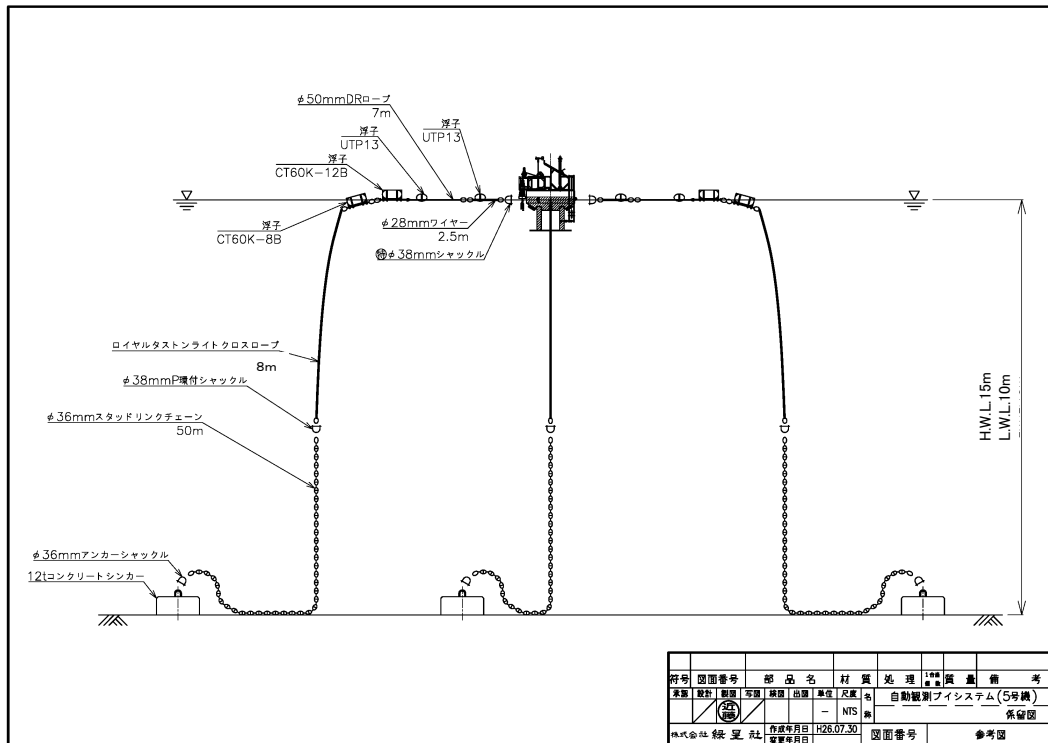


図2 大型自動観測ブイの設置風景（上）と係留系概要図（下）

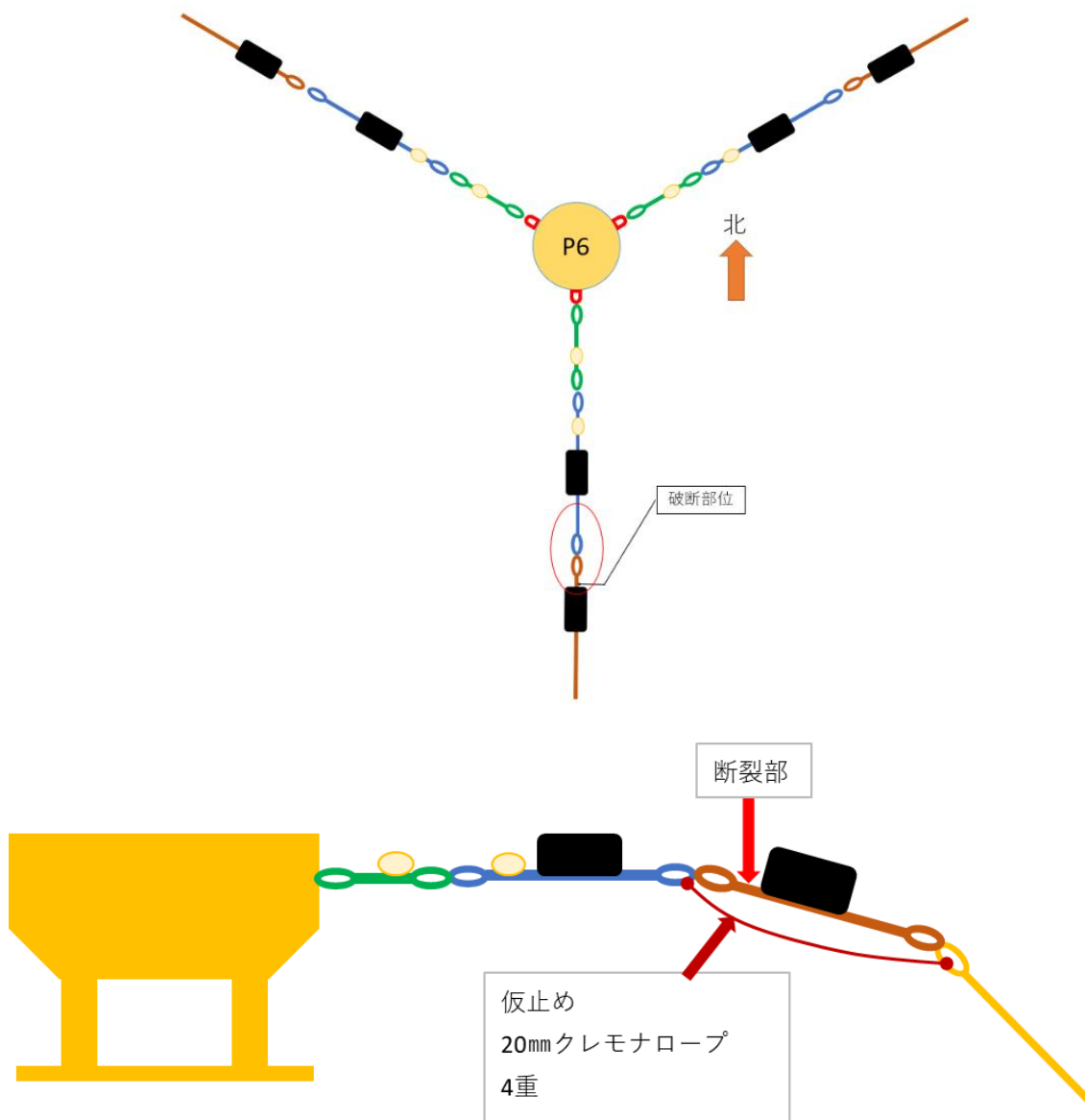


図3 大型自動観測ブイの破断箇所（上）と仮復旧の状況（下）

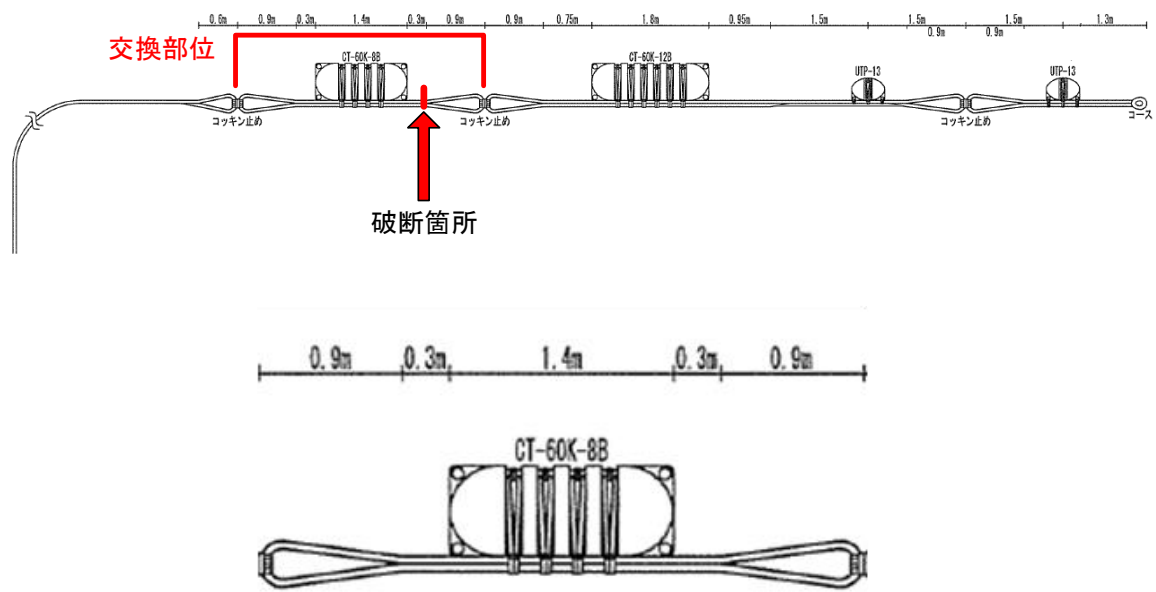


図4 係留索の破断した箇所と交換が必要な部位（上）と交換部位の係留索（拡大図）（下）